

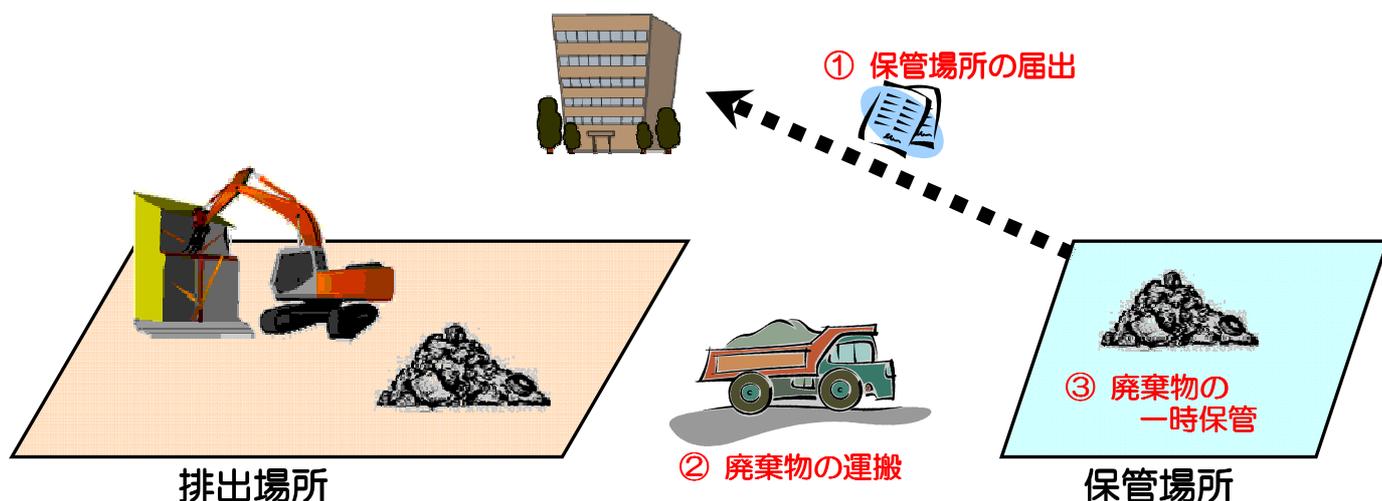
平成23年4月1日より

産業廃棄物の保管に係る届出制度が変わります。

平成23年4月1日より、事業者が自ら排出した産業廃棄物をその排出した場所以外で保管を行おうと場合の届出に『廃棄物処理法』に規定する届出制度が新たに設けられました。このことによって、保管する産業廃棄物の種類及び保管場所の面積により、届出の方法が従前の県条例※による届出と新設された廃棄物処理法による届出に分かれることになります。

※ 県条例・・・産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例

<届出・一時保管のイメージ>



◎ 廃棄物処理法と県条例の届出に関する主な違い

	廃棄物処理法	県条例
対象となる産業廃棄物	建設工事に伴い生じた産業廃棄物	すべての産業廃棄物
保管場所の面積	300平方メートル以上	100平方メートル以上
根拠条文	法第12条第3項 法第12条の2第3項	条例第7条
非常災害時の応急措置等	14日以内(注)に届出が必要	届出は不要

(注) 通常の保管行為では廃棄物処理法及び県条例ともに保管開始前の届出が必要です。

◆ 廃棄物処理法及び県条例の届出要件を同時に満たす保管は、**廃棄物処理法に基づく届出のみ**を行ってください。

<届出の対象から除外される保管>

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許可又は産業廃棄物処分量の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管
- ・ PCB特措法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

◆ “県条例”のみ除外される保管

- ・ 廃棄物処理法第12条（又は第12条の2）第3項の届出を行った場合における当該届出に係る産業廃棄物の保管
- ・ 災害のために必要な措置として応急的に行う保管

<届出の窓口>

届出の対象となる保管場所の市町村を管轄する保健所に届け出てください（下表参照）。

なお、保管場所が和歌山市内にあつては、和歌山市長あて届出を和歌山市役所に行うこととなりますのでご注意ください。

事 務 所 名	連 絡 先	所 管 区 域
岩出保健所 （那賀振興局健康福祉部）	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL：0736-61-0048	岩出市、紀の川市
橋本保健所 （伊都振興局健康福祉部）	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL：0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
海南保健所 （海草振興局健康福祉部）	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL：073-483-8825	海南市、紀美野町
湯浅保健所 （有田振興局健康福祉部）	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL：0737-64-1293	有田市、有田川町、 湯浅町、広川町
御坊保健所 （日高振興局健康福祉部）	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL：0738-22-3481	御坊市、由良町、 日高町、美浜町、 日高川町、印南町
田辺保健所 （西牟婁振興局健康福祉部）	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL：0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 上富田町、白浜町、 すさみ町
新宮保健所 （東牟婁振興局健康福祉部）	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL：0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所串本支所 （東牟婁振興局健康福祉部串本支所）	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL：0735-72-0525	串本町、古座川町